

【 中古車のキャンセルはできる？ 】

【相 談】

中古車販売店へ出かけて、中古車を現金で購入することにし、注文書に署名・押印をした。帰宅後家族に反対されたので、当日キャンセルを申し出た。

販売店から「注文書に署名・押印をしてもらって契約は成立しているので、キャンセルはできない。どうしてもというならキャンセル料を払ってもらおう」と言われたが、クーリング・オフはできないのか。

【アドバイス】

新車・中古車を問わず車の購入では、原則クーリング・オフ制度は適用されません。

なお、キャンセルについて、契約成立前であればキャンセルは可能ですが、車庫証明費用などの既に発生している実費の請求を受けることはあります。

また、契約成立後のキャンセルは、販売店との合意が必要になります。その際、高額なキャンセル料を請求されることがあります。ただし、注文書に記載があるキャンセル料でも、販売店側に生じる平均的な損害額を超える請求は無効になりますので、まず請求の根拠を示してもらってから交渉してください。

参考として、自動車の標準約款を使用している場合の契約成立時期は、「車が登録されたとき」「購入者の注文により修理・改造・架装に着手したとき」「車が引き渡されたとき」のいずれか早い日とされています。クレジット契約の場合は、信販会社の承諾時点で契約が成立します。

従って、注文書に署名・押印をした時が一律に契約成立日とはなりません。まずは、注文書の「契約成立の時期」「解除・キャンセル」の条文を確認してください。

最後にトラブルを回避するには、注文書に署名・押印する前に約款があるか、その約款に記載されている内容をしっかり確認することが大切です。

消費者ホットライン ☎局番なしの188（泣き寝入りはいやや！）

・・・お近くの消費生活センター等につながります。

